【重要事項説明書別紙】-1割負担-

1. 利用料金

下表は、2021 年 8 月 1 日現在の短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護利用料金です。 利用につきましては変更することがありますが、変更の際には、『介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)サンフレンズ善福寺短期入所生活介護(ショートステイ)利用契約書』第9条第1項のとおり、1か月以上前に文書により連絡します。

(1) 基本利用料(端数処理の為、多少金額が変動します。)

	介 諾庇	へ送底	1日当たりの
	介護度	施設サービス費 	自己負担額
介護保険	要支援1	523単位	581円
利用者負担額	要支援2	649単位	721円
	要介護1	696単位	773円
	要介護2	764単位	848円
	要介護3	838単位	931円
	要介護4	908単位	1,008円
	要介護5	976単位	1,084円

(2)加算

加算名	料金	加算の要件
□ 送迎加算	205円/片道	利用者の状態や家族の事情からみて送迎が必要と認められる
		利用者に対して、その居宅とサンフレンズ善福寺との間の送迎
		を行なう場合は、片道につき184単位の加算があります。
ロ サービス提供	20円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が
体制強化加算(Ⅱ)		60%以上である場合は、1日につき 18 単位の加算が
		あります。
□ 認知症行動・心	222円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での
理症状緊急対応加		生活が困難であり、緊急に指定短期入所介護を利用することが
算		適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行な
		った場合は、1日につき200単位(7日を限度)の加算があ
		ります。
口 若年性認知症	134円/日	若年性認知症利用者に対し指定短期入所生活介護を行なった
利用者受入加算		場合には、1日につき120単位の加算があります。
□ 緊急短期入所	100円/日	別に厚生労働大臣が定める者※に対し、居宅サービス計画にお

	いて、計画的に行なうこととなっていない指定短期入所生活介
	護を緊急に行なった場合は、緊急短期入所受入加算として、サ
	ービスを行った日から起算して 7日(利用者の日常生活介護を
	行う家族の疾病等やむを得ない場合は 14 日)を限度として、
	1 日につき 90 単位の加算があります。
	※利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業
	所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受ける
	事が必要と認めた者。
472円/日	サンフレンズ善福寺において、利用者が利用していた訪問看護
	を行う訪問看護事業所に利用者の健康上の管理等を行わせた
	場合は、1日につき425単位の加算があります。
所定単位数に	平成26年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金によ
8.3%を乗じた	る賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金を円滑に介
単位数	護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従
	事する介護職員の賃金改善に充てる措置を講じた場合に所定
	単位数(基本サービス費+各種加算の総単位数)に加算率を乗
	じた単位数で算定した加算があります。
総単位数に	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金
2.7%を乗じた	の改善等を実施しているものとして届け出た事業所がサービ
単位数	スを提供した場合は、所定単位数(基本サービス費+各種加算
	の総単位数)に加算率を乗じた単位数で算定した加算がありま
	す 。
	所定単位数に 8.3%を乗じた 単位数 総単位数に 2.7%を乗じた

- ※利用中、要介護・要支援認定の申請もしくは更新の申請において、自立と認定された場合は、介護 保険適用外となるため、全額自己負担となります。
- ※給付限度額を超えての利用は、全額自己負担となります。
- ※加算項目は要介護、要支援によって異なります。
- ※連続して30日を越えて短期入所サービスを利用した場合は、30日以降の利用料は全額自己負担となります。

(3)介護保険負担割合

介護保険負担割合証記載の割合に応じた自己負担額になります。

自己負担割合	
1割	上記記載自己負担額
2割	上記記載自己負担額の2倍の額
3割	上記記載自己負担額の3倍の額

食費	1,800円/日	食費は介護保険の対象外となり、全額自己負担
		です。食事(朝食 500 円・昼食 640 円・おや
		つ 100 円・夕食 560 円)に関する自己負担分
		です。
		(注1)参照

(注1) ただし、補足給付(差額給付)を受ける利用者は、次の負担限度額の負担となります。

所得段階	負担限度額	補足給付	合計
第1段階(生活保護を受給)	300円	1,145円	1,445円
第2段階(年金80万円以下)	600円	845円	1,445円
第3段階①(年金80万円超120万円以下)	1,000円	445円	1,445円
第3段階②(年金120万円超)	1,300 円	145円	1,445円
第4段階(年金266万円超)	1,800円	0円	1,800円

(5)居住費

居住費(お部屋代)	2,500円/日	滞在費は介護保険の対象外となり、全額自己負
		担です。
		(注 2)参照

(注2) ただし、補足給付(差額給付)を受ける利用者は、次の負担限度額の負担となります。

所 得 段 階	負担限度額	補足給付	合 計
第 1 段階(生活保護を受給)	820円	1,186円	2,006円
第2段階(年金80万円以下)	820円	1,186円	2,006 円
第3段階(年金80万円超266万円以下)	1,310円	696円	2,006円
第4段階(年金266万円超)	2,500円	〇円	2,500円

(6) その他の料金

名称	料金	説明
行事・レクリエーシ	実費相当額	・クラブ活動、忘年会、全員参加ではない選択的な行事に
ョン参加費		ついては、実費相当額を行事参加費として負担していた
		だきます。
		・車両を使用して 10 ㎞を超過した外出プログラムの参加
		についても、同じく実費をご負担いただきます。
行事食費	実費相当額	・元旦や敬老の日等に提供する行事食では、通常の食材料
		費を超える食材を用いることがあります。この場合、通
		常の食材料費を超える差額について、その実費相当額を
		行事食費としてご負担いただきます。
金銭管理サービス	40円/日	・法人が定める『特別養護老人ホーム預り金等取扱規程』
利用料		に基づき、利用者や家族等の管理が困難な方に対し、
		現金、預・貯金の通帳、有価証券・不動産の権利證等の
		重要書類、実印の管理の他、サンフレンズ善福寺の利用
		料等の支払いの代行を有料で行います。

移送サービス利用	1 k m未満 200 円	・福祉有償運送事業の規程に基づき、施設車両を使ってご
料	1km以降、1kmごと	利用者の都合による外出については、その運転および乗
	に 170円追加	車・降車時の介助を有料で行います。
	(片道料金)	・利用にあたっては事前に登録(無料)が必要です。
理髪・美容サービス	実費	・月2回、理髪・美容サービスを実施しています。ご希
利用料		望により、有料で受けることができます。
医療費	医療保険による自己	・医療にかかった場合は、医療保険による自己負担をして
	負担	いただきます。
写真	(L判) 40円/枚	・写真プリントの実費相当額です。
	(2L判)100円/枚	
	(A4 判)200 円/枚	
コピー代	(A4, A3)	・コピー実費相当額です。
	(白黒) 15円/枚 (カラー) 50円/枚	
物品処分費	実費	・処分発生時に実費相当額を頂きます。
電気代	実費	・個別に使用される電化製品(テレビ、加湿器、暖房
(重要事項説明書		器具など)については、消費電力に応じて料金を頂き
附則参照)		ます。(電気代単価の変動により料金を変更すること
		があります。)

- *その他個別に希望された物品、専用で使用する物品等については、入居者の全額負担とします。
- 例)衣類、タオル類、衛生用品(歯ブラシ・歯磨き粉・入れ歯洗浄剤・テイッシュペーパー・ 剃刀・シェーブクリームなど)、介護用品(ポータブルトイレ・車椅子・円座・歩行器・杖・ エアマットなど施設が提供するもの以外を望む場合)、施設の洗濯機では対応が不可能なも のの洗濯(カーテン・おしゃれ着など)

(7) キャンセル料

『介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)サンフレンズ善福寺短期入所生活介護(ショートステイ)利用契約書』第8条第2項に基づくキャンセル料は、以下のとおりです。

(注3)利用者が利用前日の午後5時までに通知することなく、サービスの中止をした場合、利用初日の喫食予定分の食費+居住費を支払うものとします。ただし、サービス利用直前に利用者の体調不良等のやむを得ない理由によるサービス中止の場合はキャンセル料の請求はいたしません。

利用前日の午後5時までにご連絡をいただいた場合	無料	
利用前日の午後5時までにご連絡が		
なかった場合	上記(4)(5)に記載する食費・居住費の初日分	

(8) 軽減制度等

介護保険利用者負担額については、特定入所者介護サービス費(負担限度額による補足給付)・ 当法人による生計困難者に対する利用者負担軽減事業・高額介護サービス費の軽減制度があ ります。詳しくは生活相談員にご相談ください。

2. 支払い方法

利用月ごとに月末締めで、請求書と振込み用紙をお送りします。支払期日は利用月翌月末日です。近隣の郵便局でお支払いください。ただし、支払期日が土・日曜日祝祭日にあたる場合は、その翌日になります。集金代行システムのご利用も可能です。ご相談ください。

(例) 4月1日から4月30日までの間にショートステイをご利用された場合、5月15日前後に請求書を発送しますので、5月末日前までにお支払いください。

電化製品の個別使用に伴う電気代(単価1kwh あたり24円を基準として算出)

- (例) 居室に設置した個人用テレビ
 - 15型テレビ(定格消費電力 約41w)を、1日あたり5時間使用するとして
- 41w × 5時間 × 30日 ≒ 6.2kw
- 6. 2kw × 24円 ÷ 30日 ≒ 5円 ※よって、1日あたり5円と設定する。
- ◇その他の電化製品についても、上記の算出方法に準じて料金を算出する。
- ◇入所時および退所時については、日割り計算で料金を請求する。
- ◇1ヶ月継続で在籍している場合は、外泊や入院に関わらず1ヶ月分の料金を請求する。
- ◇電気代単価に応じて料金を変更する。

【重要事項説明書別紙に記載するご利用料金についての同意書】

私は、本書面により、サンフレンズ善福寺から、2021 年 8 月 1 日以降の短期入所生活介護の利用料金について説明を受け、これを了承しました。

利用者	住 所	
	氏 名	ЕР
代理人	住 所	
	氏 名	ЕР
	入居者との続柄・関係	

月 日

年